

○池田町元気なまちづくり事業補助金 実施要領

平成 18 年 8 月 1 日
池田町告示第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、池田町元気なまちづくり事業補助金交付要綱（平成 18 年池田町告示第 1 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業等)

第 2 条 対象事業等の取り扱いは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 寺社と宗教 神社祭り等宗教的な催しは補助対象外とする。伝統文化や文化遺産などへ本事業を導入するにあたっては宗教色が出ない配慮が必要となる。
- (2) 備品購入費 事業の目的達成上必要と認められる備品は補助対象とする。ただし交付対象者の備品整備を目的とする事業のための費用は補助対象外とする。
- (3) 観察研修等の町マイクロバス使用 元気なまちづくり事業は自治会が自主的に取り組む事業のため、池田町マイクロバス使用管理規程（昭和 53 年池田町訓令第 2 号）第 2 条に該当せず町マイクロバスは使用できない。ただし元気なまちづくり事業実施における目的達成のために自治会で行う観察研修等のバス借り上げ費用は補助対象とする。
- (4) 飲食費 飲食費は補助対象外とする。
- (5) 人件費 講師謝礼や重機オペレーター費用、業者等への作業委託料等は補助対象とする。ただし交付対象者の労務の対価としての日当等の入件費は補助対象外とする。
- (6) 建設資材支給事業 対象となる事業は町が管理すべき道路や水路等に限定し、個人地や自治会集会施設、集会施設用地等の整備は除く。

(審査会)

第 3 条 申請事業についての審査会は、池田町総合計画企画会の組織をもってあてる。

なお、必要に応じて自治会関係者及び自治会パートナーの出席を求めることができる。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。